

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年7月10日（水）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	欠
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第21号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第22号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (5) 議案第23号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第4回農業委員会総会を開催します。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 ・6月28日 岡山県農業会議通常総会（岡山市） 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は7番 平井康夫委員と、8番 平井忠行委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第19号から議案第23号の5議案です。
議 長 事 務 局	議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件議題といたします。 事務局から説明します。 （議案朗読説明） 以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 1 番 委 員	事案番号15番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、昨年所有者が亡くなりました。現在、相続人がおられない為、相続財産管理人の弁護士の方が管理をされています。 この度、譲受人が譲り受けることになりました。畑が2筆、田が2筆です。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号15番につきまして、他にご意見はございませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、事案番号15番につきましては、

	許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
山田地区 推進委員	譲渡人は町外にお住まいです。この土地は、地元の方が借りて耕作をされてい ました。その方がもう耕作困難である為、譲渡人は次の耕作者をさがしておられまし た。この土地と隣接する土地の所有者が譲り受け、耕作をしていただける事になりま した。 問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1 番委員	譲受人は、矢掛町の空き家バンクに登録してあった空き家を購入されました。 この土地は、その空き家に付属する土地です。 家庭菜園で利用されるのではないかと思います。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人は、矢掛町の空き家バンクに登録してあった空き家を購入されました。

議 長	この土地は、その空き家に付属する土地です。一緒に譲り受けました。 家庭菜園で利用されます。 問題はありません。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長 6 番委員	事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 この土地は、昔から譲受人が耕作をされていました。 譲渡人は、ご高齢でもう耕作はされないという事です。 この度、譲渡人から譲受人に所有権を移転します。 問題はありません。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない ため、第2種農地としております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
三谷地区 推進委員	既存の家を倒し新しい家を建てる準備をしていたところ、現在、小庭になっている土地は、畑のままであり、申請をせずに転用をしていた事がわかりました。 この度、申請をされます。始末書を提出されています。 周辺の土地に影響はありませんので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番委員	この土地を、露天駐車場に転用します。既存の水路があります。水路は埋めることなく、スロープをかけます。周辺の土地に影響はないと思います。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	この土地は、既に整地され、お堂が建てられています。 譲受人がこの土地の南側の土地を譲り受ける時に、申請をしていない事がわかりました。 始末書を提出されています。

議 長	周辺の土地に影響はありません。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>21</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号4番は、川面小学校及び川面幼稚園から200mに位置するため第3種農地としております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 3 番 委 員	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 現在、借受人は町外にお住まいです。貸渡人である祖父の土地を借りて居宅を建てます。この土地の東側に水路があります。日照等についても周辺の土地に影響はありませんので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	議案第 <u>22</u> 号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第22号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。
	（議案朗読説明）
議 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。 （異議なし） 異議がございませんので、案のとおり決定いたします。
議 長	議案第 <u>23</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 138）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第23号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
	（計画の内容について説明）
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 （異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第23号について、計画書どおり決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。

議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
6 番委員	確認しました。1 番は、所有権移転の為の解約です。 2 番は、合意解約です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了いたします。